

内閣参質二一第一六号

令和五年二月十七日

内閣総理大臣 岸田 文雄

参議院議長 尾辻 秀久 殿

参議院議員鈴木宗男君提出在外公館施設が行っている便宜供与に関する質問に対し、
別紙答弁書を送付する。

参議院議員鈴木宗男君提出在外公館施設が行っている便宜供与に関する質問に対する答弁書

一、二及び五について

御指摘の出張・便宜供与の事務処理要領（以下「要領」という。）は、在外公館における便宜供与に係る取扱基準、事務手続及び公電の書式について、執務参考資料として作成しているものである。要領は、必要に応じて改定してきており、平成三十年四月一日付けでは、出張者の便宜供与の内容の整理、総理特使等便宜供与の対象者の例示の追加、便宜供与の内容の説明を追加することによる明確化等を内容とする改定を行った。また、直近では、令和四年九月二十九日付けで、便宜供与の事務手続の合理化を内容とする改定を行った。

要領の便宜供与取扱基準（以下「基準」という。）においては、A A、B B、C C、C C—G G、C C—H H、D D及びT Tの分類を設けている。なお、T T—X X「取りあえず、通報のみを行うにとどめるが、本人から要請がある場合には、しかるべく便宜供与を行う。」の分類は廃止し、T Tの分類に統一した。それぞれの分類ごとの①当該分類に該当する者の例示及び②便宜供与の内容をお示しすると、次のとおりである。

(一) A A

①皇族、総理、衆・参両院議長、最高裁判所長官、国务大臣、特派大使、総理特使及び前・元総理
②宿舍留保、アポイントメント取付け、現地事情説明、空港送迎、用務先同行・案内、用務先への配車、通訳及び経由地での乗り継ぎ支援について対応する。

(二) B B

①衆・参両院副議長、衆・参両院正式派遣議員団、党公式派遣議員団、各府省副大臣・大臣政務官、前・元衆・参両院議長、衆・参両院常任委員会委員長、前・元国务大臣、主要政党党首等、特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号。以下「特別職給与法」という。）別表第一にて副大臣と同格以上の者で、A Aの指定を受けない者（内閣法制局長官、官房副長官、宮内庁長官等）、国家安全保障局長、総理補佐官（現職国会議員のみ）、最高裁判所判事、検事総長、都道府県知事、政令指定都市市長、民間経済四団体の長及び連合会長（国際会議出席の場合のみ）

②宿舍留保、アポイントメント取付け、現地事情説明、空港送迎、用務先同行・案内、用務先への配車、通訳及び経由地での乗り継ぎ支援について対応する。

(三) C C

①衆・参両院議員、各府省事務次官、各府省局部長、外局の長等指定職の者、特別職給与法別表第一に掲げる者で、A A又はB Bの指定を受けない者（総理補佐官（現職国会議員ではない者）、大臣補佐官等）、都道府県議会議長、政令指定都市議会議長、特殊法人の長、独立行政法人の長、日銀総裁、赤十字社長、審議会等の長及び国際機関で事務次長（U S G）以上相当の地位にある邦人

②宿舍留保、アポイントメント取付け、現地事情説明、空港送迎、用務先同行・案内、用務先への配車及び通訳について対応する。

(四) C C—G G

①各府省庁課長級（七級以上）、都道府県副知事、都道府県議会議副議長及び国際機関で事務次長補（A S G）相当の地位にある邦人

②宿舍留保、アポイントメント取付け、現地事情説明及び空港送迎について対応する。用務先同行・案内及び用務先への配車については、館務に支障のない範囲で対応する。通訳については、外部通訳のあつせんは対応する。

(五) C C—H H

①その他の国家公務員（六級以下）

②宿舎留保、アポイントメント取付け及び現地事情説明について対応する。空港送迎、用務先同行・案内及び用務先への配車については、館務に支障のない範囲で対応する。通訳については、外部通訳のあつせんは対応する。

(六) D D

①地方公務員、地方議会議員、公益を目的とする法人、団体等の職員、国際機関の邦人職員（C C又はC C—G Gの指定を受けない者）及びその他公的な目的で渡航する民間人

②宿舎留保、アポイントメント取付け及び現地事情説明について対応する。通訳については、外部通訳のあつせんは対応する。

(七) T T

①（一）から（六）までのいずれかに属する者

②参考までに通報のみを行う。便宜供与は行わない。

三について

便宜供与に係る経費は、一般会計から支出されている。

四について

便宜供与に係る費用については、単独の予算項目として計上していない。

六及び七について

お尋ねについては、基準における便宜供与の対象者の記載は例示であり、便宜供与については個別具体的に判断するため、一概にお答えすることは困難である。